

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について

1 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する法律

学校教育法第 34 条第 1 項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
(中学校第 49 条・特別支援教育第 82 条によりこれを準用)

学校教育法附則第 9 条

～特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の種類

- (1) 学校教育法第 34 条第 1 項に基づく文部科学省検定済教科書
 - ・ 同じ学年の教科書（採択地区の検定済教科書）
- (2) 学校教育法第 34 条第 1 項に基づく文部科学省著作教科書
 - ・ 特別支援学校知的障害者用（☆本）
 - ・ 特別支援学校聴覚障害者用
- (3) 附則第 9 条教科用図書
 - ・ 一般図書（絵本等）
 - ・ 下学年使用の検定済教科書
 - ・ 検定済教科書の拡大教科書、点字教科書

3 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書一覧表

学 校	特別支援学校〈聴覚〉 (聾学校)			特別支援学校〈知的・肢体〉 (田島支援・中央支援学校)			小中学校 特別支援学級	
	小	中	高	小	中	高	小	中
議案第 39 号 文部科学省検定済教科書	*			*			*	
議案第 40 号 文部科学省著作教科書	○	○		○	○		○	○
議案第 41 号 附則第 9 条教科用図書	○	○		○	○		○	○
議案第 42 号 附則第 9 条教科用図書			○			○		

* 特別支援学校小中学部、小中学校の特別支援学級で使用する検定済教科書については、教育委員会で地区毎に採択した小中学校の検定済教科書を使用します。